

# たけせ社会保険労務士事務所

## Monthly report



### キャリアアップ助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成金改正について

#### ◆改正の内容

#### 【キャリアアップ助成金】

##### ●正社員化コース助成金

- (1) 対象となる有期契約労働者等が若者認定事業主における 35 歳未満の者である場合の加算を廃止
- (2) 短時間正社員制度を新たに規定した場合の加算を創設

#### 支給要件の変更(重要) 別紙添付

支給要件の変更	
現行要件	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金を比較して、以下のアまたはイのいずれかが5%以上増額していること ア 基本給および定額で支給されている諸手当（賞与を除く）を含む賃金の総額 イ 基本給、定額で支給されている諸手当および賞与を含む賃金の総額（転換後の基本給および定額で支給されている諸手当の合計額を、転換前と比較して低下させていないこと。）
新要件	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金(※)を比較して <b>3%以上</b> 増額していること ※ 基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、 <b>賞与は含めない</b> こととします。

##### ●諸手当制度共通化コース助成金および健康診断制度コース助成金の見直し

- (1) コース名を諸手当制度等共通化コース助成金とする
- (2) 正規雇用労働者と共通の諸手当制度を適用した有期契約労働者等の人数に応じた加算については、健康診断は対象外とする

#### 【両立支援等助成金】

##### ●再雇用者評価処遇コース助成金

→ 令和2年度限りで廃止

##### ●不妊治療両立支援コース助成金(新設)

→ 次の要件を満たす対象事業主に 28.5 万円(生産性要件を満たした場合は 36 万円)を支給

(長期休暇を取得させた場合加算あり)

(1) 不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(注)を利用しやすい環境整備に取り組む(社内ニーズの把握、利用可能な制度の周知等)

(2) 「両立支援担当者」を選任し、不妊治療を行う労働者の相談への対応および策定する「不妊治療支援プラン」に基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上労働者に利用させる

(注) 不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

##### ●介護離職防止支援コース助成金(新型コロナウイルス感染症対応特例)

→ 令和3年度末まで延長

##### ●新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金

(1) 支給対象の見直し

【現行】小学校休業等による保護者である労働者の休暇取得に伴い有給の休暇(労基法上の年次有給休暇を除く)を取得させた企業

【改正後】特別休暇制度および両立支援制度(ベビーシッターやテレワーク、フレックスタイム制等、学校休業等があっても勤務継続できる制度)を導入し、当該特別休暇を取得させた事業主

(2) 支給額の見直し

【現行】休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 (1日当たり上限 15,000 円)

【改正後】上記に係る特別休暇の利用者が出た場合、1人あたり5万円(上限 50 万円)

●新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金

- (1) 令和4年1月末まで期限を延長
- (2) 支給対象となる休暇の取得に関する要件を「同一の対象被保険者に対して当該休暇を合計して20日以上取得させた」に改正
- (3) 支給額:対象労働者1人あたり28.5万円(1事業所あたり人数上限:5人まで)

【人材確保等支援助成金】

●テレワークコース(新設)

(1)導入助成

- ・テレワーク制度の整備、実績について要件を満たす中小企業事業主に支給
- ・措置に要した費用の30%相当額(上限:対象労働者数×20万円または100万円のいずれか低い額)を支給

(2)目標達成助成

- ・評価期間後1年間の離職率および評価期間初日から1年を経過した日から3カ月間のテレワーク実績が要件を満たした中小企業事業主に支給
- ・措置に要した費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%)相当額(上限:対象労働者数×20万円または100万円のいずれか低い額)

厚生労働省 雇用関係助成金 検索ツール

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html)

令和3年度の協会けんぽの保険料率は3月分(4月納付分)から改定されます

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r3/20205/>



雇用調整助成金の特例措置の今後および休業支援金・給付金の取扱いについて

- 2月12日、厚生労働省は、「新たな雇用・訓練パッケージ」を公表し、雇用調整助成金の特例措置の今後について明らかにしました。

【4月末までの取扱い】

- 現行の特例措置を継続

日額上限:15,000円

助成率:中小企業 最大10/10  
大企業 最大3・4(注)

(注)全国の特に業況が厳しい企業の助成率:4月末までは最大10/10 緊急事態宣言対象地域の営業時間短縮等に協力する飲食店等の助成率:全国で解除された月の翌月末まで最大10/10

雇用維持要件の緩和:一定の大企業・すべての中小企業で令和3年1月8日以降4月末までは、令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率(最大10/10)を判断

【5～6月の特例措置】

- 原則的な措置を段階的に縮減

日額上限:13,500円

助成率:中小企業 最大9/10(注)

(注)最大の助成率が適用されるのは解雇等を行っていない場合で、解雇等を行っている場合に適用される助成率は、職業安定局雇用開発企画課に確認したところ、検討中とのことです(2月15日時点)。大企業に適用される助成率も検討中とのことで、公表時期としては3月末頃と考えられるが、現時点で明言はし難いとのことです。

- 感染拡大地域特例

日額上限:15,000円

助成率:中小企業・大企業 最大10/10

休業支援金・給付金の取扱いについて、次の情報が公表されています。

【大企業の非正規雇用労働者の取扱い】

- 対象労働者

大企業に雇用されるシフト労働者等(注1)であって、事業主が休業させ、休業手当を受け

取っていない方

●対象となる休業期間および支給額

・令和3年1月8日以降の休業(注2):休業前賃金の80%

・令和2年4月1日から6月30日までの休業:休業前賃金の60%

(注1)労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

(注2)令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含む。

【申請期限等の延長について】

●対象となる休業期間の終期:緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末

●申請開始日:休業した期間の翌月初日から

●令和3年1月以降の休業期間の申請期限:緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末から3カ月後

●令和2年10~12月の申請期限:令和3年3月31日(水)

●令和2年4~9月の申請期限:令和3年3月31日(水)(注)

(注)10月30日に公表したリーフレットの対象となる方について、申請期限が延長されています。



コロナ禍での花粉症との付き合い方について考えてみましょう

◆花粉症シーズン到来!

東京都内では、この2月6日、スギ花粉の飛散が始まりました。今年もいよいよ、花粉症のシーズンが始まります。

日本気象協会によると、2020年と比較して、2021年春の花粉飛散は多く、全国平均で160%程度となると予想されています。ひどい症状に悩

まされる方も多くなると考えられます。

◆新型コロナウイルス感染症と花粉症

特に現在、新型コロナウイルスの感染拡大の状況が続く中では、「花粉症かな?」という症状が出たら注意が必要です。

たとえば、咳や倦怠感、頭痛、鼻水、鼻づまりなどといった症状が出た場合、それだけでは花粉症なのか、新型コロナウイルス感染によるものなのか、判断ができません。また、花粉症で目がかゆいなどというとき、新型コロナウイルスの付着した手でさわってしまえば、それが感染の原因となることもあります。さらに、花粉症によるくしゃみや鼻水で感染が拡大することも懸念されます。

◆事業場でも例年以上の花粉症対策を!

これまで、仕事の能率低下対策の一環として、事業場で花粉症対策を行ってきた企業は多くありました。特に今年は、症状がひどくなることからプレゼンティーズム対策、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、花粉症への対策が例年以上に求められます。



はじめまして 段上です!

2月10日より、たけせ社会保険労務士事務所にて勤務しております、段上(だんがみ)と申します。

令和2年度に社会保険労務士試験に合格し、現在は事務指定講習の受講と並行して週二回勤務しております。

中小企業で、三年間営業事務、四年間労務・総務・経理を担当しておりました。

コロナ禍の中、経営に集中できる環境づくりのサポートをさせていただければと存じます。

宜しくお願い致します。(段上)